

第37回オールジャパンレディスボウリングトーナメント with MEN 開催要項

主 催 公益財団法人 JAPAN BOWLING

後 援 公益社団法人日本ボウリング場協会、女性スポーツ財団日本支部（WSF Japan）
（ 予 定 ） 日本ボウラーズ連盟、ジャパンレディースボウリングクラブ、全国実業団ボウリング連盟
神奈川県ボウリング場協会

協 賛 株式会社サンブリッジ、ミーフコーポレーション

（ 予 定 ）

協 力 日本ボウリング機構（JBO）

主 管 神奈川県ボウリング連盟

開催期日 2025年12月12日（金）～ 14日（日）

競技会場 川崎グランドボウル（JB 公認競技場 No. 114 - 023 52L）
〒210-0012 川崎市川崎区宮前町 11-14 TEL： 044-244-2281

競技種目 ① ダブルス戦（クラス不問、男女混合可）

および ② クラス別個人戦

クラス区分 (1) ルビークラス 2025年4月1日現在 満49歳以下の女性
(2) サファイアクラス 2025年4月1日現在 満50歳以上の女性
(3) オニキスクラス 男性（年齢区分なし）

競技方式 デュアルレーン方式（アメリカ方式）で実施する。

競技方法 【ダブルス戦】（クラス不問）

女性+女性または女性+男性でペアを組み、1人9ゲームの競技を行い（1ゲーム毎にレーン移動）、その合計得点により順位を決定する。

【クラス別個人戦】

ダブルス戦における個人総得点上位より各クラス8名を選出し、さらに3ゲームの競技を行い（1ゲーム毎にレーン移動）、12ゲームの総得点により上位3位までの者をファイナルマッチ出場者とする。4位以下の順位は、12ゲーム終了時の総得点で決定する。

ファイナルマッチはステップラダー方式で行う。各クラスとも3位の選手と2位の選手が1ゲームマッチの競技を行い、その勝者が1位の選手と1ゲームマッチの競技を行い、勝者を各クラスの優勝者とする。

競技規程 JB ボウリング競技規則を適用する。

同位の裁定 ダブルス戦・クラス別個人戦において同位が生じた場合は、第 133 条に基づき裁定する。
ただし、ファイナルマッチで同点の場合は、9・10 フレームの決定戦により順位を決定する。

H D C P ① ダブルス戦ではチームハンディキャップとして、女性＋女性ペアに 1 ゲームあたり 10 ピンを付与する。

② 男女とも、下記ハンディキャップを付与する

年 齢	～14 歳 (中学生以下)	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65～69 歳
HDCP	10	5	10	15	20

以降、5 歳につき 5 点を加算する。

※年齢基準は、2025 年 4 月 1 日現在の満年齢とする。

参 加 資 格 下記①、②のいずれかに該当する者

- ① 2025 年度 JB 登録会員（個人正会員、個人普通会員、実業団会員、学生連合会員、高等学校登録会員、ジュニア会員）
- ② 主催者が指定するボウラー団体（日本ボウラーズ連盟・NBF、ジャパンレディースボウリングクラブ・JLBC、全国実業団ボウリング連盟・ABBF）の 2025 年度登録会員で、各団体が推薦する者

参 加 定 員 144 名（72 ペア）とする。

施 設 使 用 料 1 名につき 11,800 円

褒 賞	ダブルス戦	優 勝～第 3 位	賞状・メダル
		第 4 位～第 8 位	賞状
	クラス別個人戦	優 勝	賞状・メダル・カップ（取り切り）
		準優勝～第 3 位	賞状・メダル
		第 4 位～第 8 位	賞状
	ハイゲーム賞	賞状（ダブルス戦 9G を対象、スクラッチ、同点の場合は該当者全員）	
	プリンセス賞	満 17 歳以下の女子個人最上位選手	
	クイーン賞	満 75 歳以上の女子個人最上位選手	

※年齢は 2025 年 4 月 1 日現在

ベストドレッサー賞 2 名または 1 ペア

申 込 方 法 次の①・②いずれかの方法で申し込むこと。

- ①各都道府県連盟および学生連合にて所定の参加申込用紙に必要事項を記入し、締切日までに下記へメールにて申し込む。送金締切日までに参加選手分の施設使用料を所定の口座に振り込むこと。

注 1) 異なる連盟・連合の選手 2 名によるペアでのエントリーも可能とする。

注2) 1名単位でのエントリーも可能とする。その場合、ダブルス戦はメイクチームでの参加とし、チーム編成は主催者が決定する。なおメイクチームもダブルス戦の表彰対象とする。

②主催者が指定するボウラー団体の推薦により参加する選手は、所属団体が所定の参加申込用紙に必要事項を記入し、締切日までに下記へメールにて申し込む。送金締切日までに参加選手分の施設使用料を所定の口座に振り込むこと。

注1) 必ず2名単位でエントリーすること。

申 込 先 公益財団法人 JAPAN BOWLING (担当：宮内)
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 Japan Sport Olympic Square 5F
TEL：03-6804-5605 FAX：03-6804-5606
Eメールアドレス： miyauchi-k@japan-bowling.or.jp

申 込 締 切 2025年11月14日(金) 必着
ただし、参加定員に達し次第申込を締め切る。
(締切以降の申込はキャンセル待ちとして受け付ける)

送 金 先 別紙送金明細書参照のこと。送金締切日は2025年11月21日(金) 厳守のこと。

注 意 事 項

- (1) 納入された施設使用料は、送金締切日以降、返金しない。また、自然災害や感染症の流行等により大会を中止した場合、旅費、宿泊費の補償はしない。
- (2) 主催者として傷害補償責任等は一切負わない。各自において保険証(原本または写し)を持参するとともに、事故や怪我等に備え補償を受けられるスポーツ傷害保険等へ加入すること。
- (3) ユニフォームには氏名を明記し、チームメンバーは出来る限り同一デザインのユニフォームを着用すること。スポーツに適したものとし、上半身に着用する衣服は袖のついたもの、下半身に着用する衣服は、スラックス、スカートまたは運動用ショートパンツとする。(ジーンズ生地は禁止) JB 会員は、左胸に JB ワッペンを着用すること。
- (4) 会員証不携帯の場合、今大会のみ有効の臨時会員証を発行する。申請書に必要事項を記入し、300 円の発行手数料を添えて申請すること。
- (5) ボールについて
 - ・ 参加選手は、会場内に持ち込んだ全てのボールを競技開始前に登録すること。ボールの登録は、2 個目から(特別会員は 4 個目から) 1 個につき 500 円を納入するものとする。5 個目からは特別保管料として、1 個につき 1,000 円を追加徴収する。(公認ゲーム 600 ゲーム以上達成者は、7 個目まで特別保管料を免除し、8 個目から 1 個につき 1,000 円を追加徴収する) ボールの追加登録は原則として認めない。
 - ・ 未検査ボール、ボール検査合格証(主催者が指定するボウラー団体の推薦により参加する選手は、推薦団体発行のものも可) 不携帯の場合は、競技開始前に検査を受けること。この場合の検査料は 1 個 500 円とし大会期間中のみ有効のボール検査合格証を発行する。
 - ・ 会場内へのボールの持ち込みは 4 個以内に自粛すること。

- ・ 競技中に参加全選手の中から無作為にボール検査を実施する。シフト終了後、主管役員により指名された選手は速やかにボール検査に協力すること。登録していないボールを会場へ持ち込んだ場合、それまでの記録は全て無効とする。
- (6) 本大会の映像・写真・記事・記録等における個人情報（氏名・年齢・性別・記録・肖像等）は、広報の目的で使用・公開する。また報道機関に提供することがある。その掲載権・使用权は主催者に属する。
- (7) 本大会開催中、会場内で撮影した写真・映像等は、映る人物の個人情報（肖像を含む）およびプライバシーに配慮し、個人使用の範囲内に限ることとする。報道目的、企業活動での撮影および公開は、必ず主催者の許可を得ること。

ドーピング 検査について

1. 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
2. 本競技会参加者（18歳未満の競技者を含む。以下同じ）は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。18歳未満の競技者については、本競技会への参加により親権者の同意を得たものとみなす。
3. 本競技会に参加する18歳未満の競技者は、親権者の署名した同意書を大会に持参し携帯すること。親権者の同意書フォームは、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）のウェブサイト（<https://www.playtruejapan.org/jada/u18.html>）からダウンロードできる。18歳未満の競技者はドーピング検査の対象となった際に、親権者の署名が記載された当該同意書を担当検査員に提出すること。なお、親権者の同意書の提出は18歳未満時に1回のみで、当該同意書の提出後に再びドーピング検査の対象となった場合は、すでに提出済みであることをドーピング検査時に申し出ること。ドーピング検査会場において親権者の同意書の提出ができない場合、検査後7日以内にJADA事務局へ郵送にて提出すること。親権者の同意書の提出がなかった場合でも、ドーピング・コントロール手続に一切影響がないものとする。
4. 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類を問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
5. 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技/運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
6. 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト（<http://www.playtruejapan.org>）にて確認すること。